

議案参考資料

[平成 29 年第 1 回臨時会(5 月)]

[担当課(室)係]

税務課 諸税担当

議案名

報告第 1 号 専決処分(桐生市市税条例等の一部改正)の承認を求めるについて

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、桐生市市税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、平成 29 年 3 月 31 日に専決処分をもって措置したものです。

概要

軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)の見直し

環境負荷の少ない軽自動車を対象とした軽自動車税の税率軽減の特例措置について、重点化を行った上、適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長する。

(施行期日：平成 29 年 4 月 1 日)

《改正前》 (H28. 4. 1～H29. 3. 31 取得分)

区 分	軽減率
電気自動車及び天然ガス自動車	税率を概ね 75%軽減
平成 32 年度燃費基準+20%達成	税率を概ね 50%軽減
平成 32 年度燃費基準達成	税率を概ね 25%軽減

《改正後》 (H29. 4. 1～H31. 3. 31 取得分)

区 分	軽減率
電気自動車及び天然ガス自動車	税率を概ね 75%軽減
平成 32 年度燃費基準+30%達成	税率を概ね 50%軽減
平成 32 年度燃費基準+10%達成	税率を概ね 25%軽減

※電気自動車等を除くガソリン車等は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車(★★★★)又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限る。

背景・経過

現下の経済情勢等を踏まえ、我が国の経済の成長力の底上げなどの観点から、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 2 号)が平成 29 年 3 月 31 日に公布、一部規定を除き同年 4 月 1 日から施行されました。